



重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください



無解約返戻金型女性疾病保障保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は

0120-312-201

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト → <https://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.9



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社

コンタクトセンター

0120-312-201

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1

商品のしくみ

「ピタッヒレディ」の正式名称は「無解約返戻金型女性疾病保障保険」です。

- ポイント1**
- がん(上皮内がんを含みます)や女性特有・女性に多い特定の疾病により1日以上の入院をされたとき(日帰り入院(*)を含みます)に、女性疾病入院一時給付金をお支払いします。
 - 乳がん(上皮内がんを含みます)による乳房にかかる手術または子宮・卵巣・卵管にかかる手術を受けられたときに女性特定手術給付金、乳房再建手術を受けられたときに乳房再建給付金をお支払いします。

(*)日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。また、支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。

ポイント2

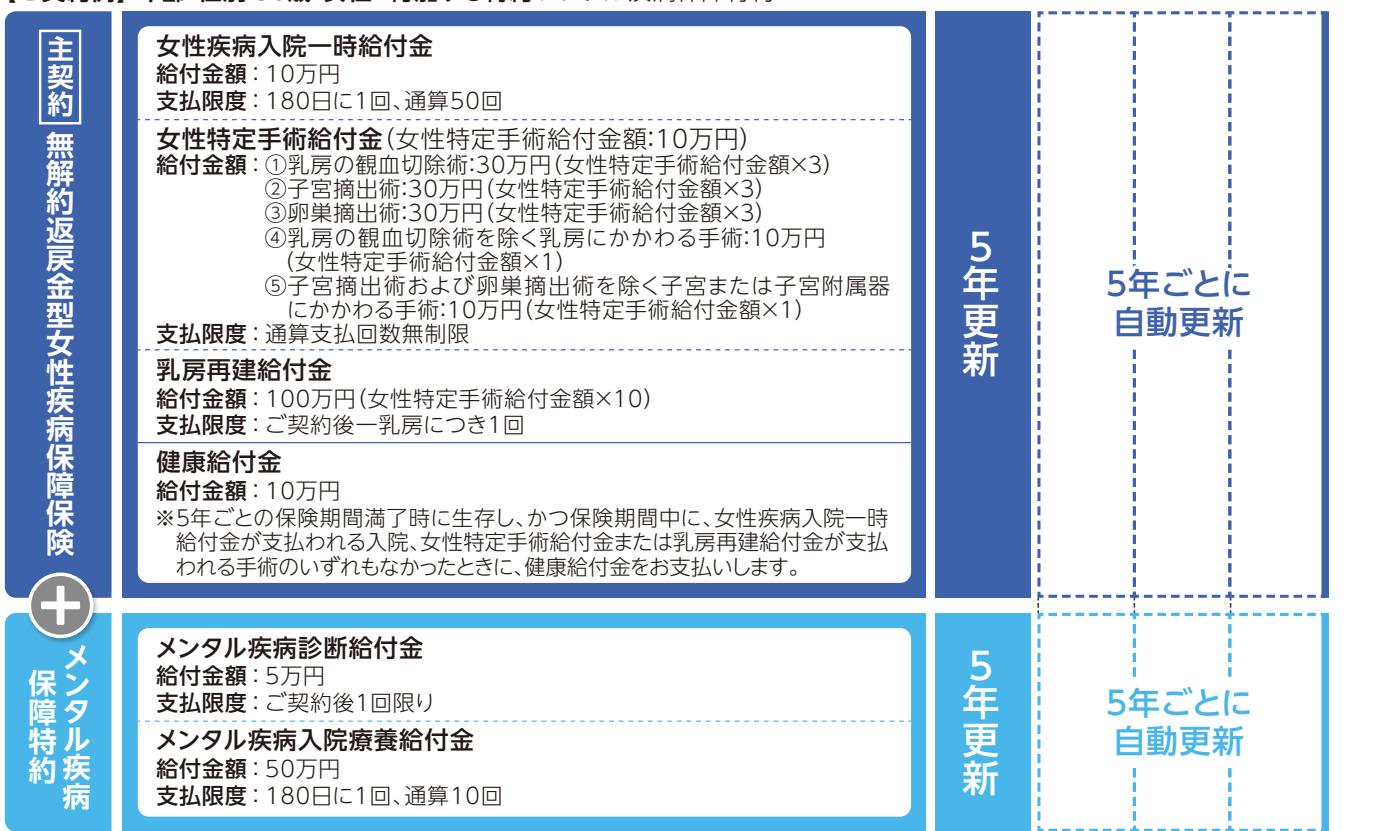
- 特約の付加により、うつ病などのメンタル疾病にかかる保障内容を充実させることができます。

ポイント3

- 5年ごとの保険期間満了時に生存し、かつ保険期間中に、女性疾病入院一時給付金が支払われる入院、女性特定手術給付金または乳房再建給付金が支払われる手術のいずれもなかったときに、健康給付金をお支払いします。

! 死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、解約返戻金もありません。

【ご契約例】年齢・性別:30歳・女性 付加する特約:メンタル疾病保障特約



*被保険者は女性のみとします。

*更新後の保険期間は、更新前の保険期間(5年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が56歳以上となる場合は、更新を取り扱いません。

*更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢にもとづいて新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

*お申込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

給付金のお支払い

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が女性特有の病気などで入院された場合などに給付金をお支払いします。なお、**本商品には死亡または高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**

主契約・付加できる特約の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約については、ご契約に付加されている場合のみお支払い等の対象となります。

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
主契約 無解約返戻金型女性疾病保障保険	女性疾病 入院一時給付金	所定の女性特有の病気など(*1)の治療を目的として1日以上の入院をしたとき	180日に1回 通算50回	女性疾病 入院一時給付金額
	女性特定手術 給付金	①乳房の観血切除術 (ア)乳房のがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2) (*3)、その治療を直接の目的として乳房について所定の手術を受けたとき (イ)乳房のがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2) (*3)、乳房のがんと診断確定されていない乳房についてがんに罹患するリスクを低減することを直接の目的として、所定の手術を受けたとき ②子宮摘出術 病気または傷害の治療を直接の目的として、子宮体部全体を摘出する所定の手術を受けたとき ③卵巣摘出術 病気または傷害の治療を直接の目的として、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する所定の手術を受けたとき ④乳房の観血切除術を除く乳房にかかる手術 乳房のがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2) (*3)、その治療を直接の目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に乳腺に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為を受けたとき ⑤子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかる手術 病気または傷害の治療を直接の目的として、入院中に、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為を受けたとき	通算 支払回数 無制限	①所定の手術を受けた各乳房につき 女性特定手術 給付金額×3 ②女性特定手術 給付金額×3 ③女性特定手術 給付金額×3 ④女性特定手術 給付金額×1 ⑤女性特定手術 給付金額×1
	乳房再建 給付金	女性特定手術給付金の支払事由の①乳房の観血切除術を受けた乳房について乳房再建手術を受けたとき	ご契約後 1乳房につき 1回	乳房再建手術を受けた各乳房につき 女性特定手術給付金額×10
	健康給付金	5年ごとの保険期間満了時に生存し、かつ保険期間中に、女性疾病入院一時給付金が支払われる入院、女性特定手術給付金が支払われる手術、乳房再建給付金が支払われる手術のいずれもなかったとき		女性疾病 入院一時給付金額 と同額
+ メンタル疾病 保障特約	メンタル疾病 診断給付金	所定のメンタル疾病(*4)を発病したと医師により診断されたとき	ご契約後 1回限り	基準給付金額
	メンタル疾病 入院療養給付金	所定のメンタル疾病(*4)の治療を目的として継続して30日以上の入院をしたとき	180日に1回 通算10回	基準給付金額×10

(*1)がん(上皮内がんを含みます)、甲状腺の疾患、妊娠・分娩および産じょくの合併症など

(*2)責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合は、給付金をお支払いしません。

(*3)責任開始期前に乳房のがんと診断確定されたことのない場合に限ります。

(*4)統合失調症、気分[感情]障害(躁病、うつ病、産後うつ病など)、神経症性障害(恐怖症性不安障害、パニック障害、強迫性障害など)、摂食障害(神経性大食症、拒食症など)、非器質性睡眠障害(不眠症、過眠症など)、自律神経系の障害(自律神経失調症など)など

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆ **主契約**について

 お支払いには制限があります	<p><女性特定手術給付金></p> <ul style="list-style-type: none">同一の日に「乳房の観血切除術」および「乳房の観血切除術を除く乳房にかかる手術」を受けた場合は、「乳房の観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。同一の日に「子宮摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。同一の日に「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかる手術」を受けた場合は、「卵巣摘出術」についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。同一の日に「子宮摘出術」、「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」および「卵巣摘出術」についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。 <p><乳房再建給付金></p> <ul style="list-style-type: none">乳房再建給付金のお支払いは、更新前後の保険期間を通じて一乳房につき1回限りとします。
 お支払いできない場合があります	<p><女性疾病入院一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none">直前の女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日間については、女性疾病入院一時給付金はお支払いしません(180日を経過する日を含んで継続して入院をしている場合には、その翌日に女性疾病入院一時給付金をお支払いします)。被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合や、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象なりません。支払対象となる入院を同一の日に2回以上した場合でも、女性疾病入院一時給付金を重複してはお支払いしません。 <p><女性特定手術給付金></p> <ul style="list-style-type: none">責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房のがん(上皮内がんを含みます)と診断確定された場合、「乳房の観血切除術」または「乳房の観血切除術を除く乳房にかかる手術」の支払事由に該当したときでも、女性特定手術給付金はお支払いしません。この場合、90日経過後に乳房のがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定された乳房のがんの再発・転移等と認められるときは、女性特定手術給付金はお支払いしません。乳房の皮膚がんおよび乳房の皮膚の上皮内がんは女性特定手術給付金のお支払いの対象なりません。公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、乳腺に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為を受けた場合でも、乳房を切除したことにより喪失した乳房(乳頭および乳輪を含みます)の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とした手術は、乳房のがん(上皮内がんを含みます)の治療を直接の目的とした手術ではないため、女性特定手術給付金のお支払いの対象なりません。公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(子宮摘出術および卵巣摘出術を除きます)を受けた場合でも、外来で受けたときは、女性特定手術給付金のお支払いの対象なりません。また、入院中であっても、産科手術に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為や疾病を直接の原因としない不妊手術を受けた場合、女性特定手術給付金のお支払いの対象なりません。同一の日に同一の乳房について「乳房の観血切除術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。同一の日に「卵巣摘出術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。同一の日に「乳房の観血切除術を除く乳房にかかる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。同一の日に「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 <p><健康給付金></p> <ul style="list-style-type: none">保険期間中に女性疾病入院一時給付金、女性特定手術給付金、乳房再建給付金の支払われる入院や手術をされたときはお支払いの対象なりません。

◆「メンタル疾病保障特約」について

 お支払いには 制限があります	<メンタル疾病診断給付金> ●メンタル疾病診断給付金のお支払いは、更新前後の保険期間を通じて1回限りとします。
 お支払いできない 場合があります	<メンタル疾病入院療養給付金> ●直前のメンタル疾病入院療養給付金の支払事由に該当した日(*)からその日を含めて180日以内に新たに支払事由に該当する入院をされたときは、メンタル疾病入院療養給付金はお支払いしません。ただし、直前のメンタル疾病入院療養給付金の支払事由に該当した日から180日を経過する日を含んで継続してお支払いの対象となる入院をしていた場合には、180日を経過した日の翌日に支払事由に該当したものとします。 ●メンタル疾病に、飲酒や薬物使用による精神および行動の障害は含まれません。 (*)入院の日数が継続して30日に到達した日

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

※健康給付金については保険契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

※申込方法によってご契約の引受条件は異なります。

◆契約年齢

対面申込等・通信販売	契約年齢 18歳～50歳(満年齢)	インターネット申込	契約年齢 20歳～50歳(満年齢)
------------	----------------------	-----------	----------------------

申込方法について

本商品のお申込みには、対面申込等による方法(*1)、通信販売による方法(*2)、インターネット申込による方法(*3)があります。

(*1) 対面申込等とは、通信販売・インターネット申込のいずれにも該当しないお申込みをいいます。

(*2) 通信販売とは、ネオファースト生命が定める通信販売専用の申込書等を使用したお申込みをいいます。

(*3) インターネット申込とは、ネオファースト生命所定のWebサイトを経由したお申込みをいいます。

◆給付金額

- 同一の被保険者について、つぎの保障の既契約の給付金額を通算して10万円が上限となります。
 - 無解約返戻金型女性疾病保障保険<主契約>の女性疾病入院一時給付金額
 - 無解約返戻金型入院一時給付保険の女性疾病入院一時給付特約の女性疾病入院一時給付金額
- 無解約返戻金型女性疾病保障保険<主契約>の女性特定手術給付金額は20万円を上限とし、かつ、女性疾病入院一時給付金額の同額以上2倍以下の金額となります。
※通信販売の場合、無解約返戻金型女性疾病保障保険<主契約>の女性疾病入院一時給付金額は10万円を上限とし、かつ、女性疾病入院一時給付金額と女性特定手術給付金額は同額になります。
- 同一の被保険者について、つぎの保障の既契約の給付金額を通算して200万円が上限となります。
 - 無解約返戻金型女性疾病保障保険<主契約>の女性特定手術給付金額×10
 - 無解約返戻金型終身医療保険の女性疾病保障特約の女性特定手術・乳房再建保障特則の基準給付金額

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型女性疾病保障保険<主契約> メンタル疾病保障特約	5年(*4)	保険期間と同一

(*4) 保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。ただし、更新時の被保険者の年齢が56歳以上となる場合は、更新を取り扱いません。

※特約の中途付加の取り扱いはありません。

4 保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

※申込方法によって保険料の払込方法(回数・経路)は異なります。

対面申込等

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料 : ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み 第2回以後の保険料 : 指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み ※取り扱いは、募集代理店によって異なることがあります。

通信販売

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。

インターネット申込

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	クレジットカードによるお払込み ※ご加入後、保険料払込方法変更のお手続きにより「指定口座からの自動振替によるお払込み」もご選択いただけます。

5 保険契約の自動更新

- 自動更新をご希望にならない場合は、保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。お申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(5年)と同一となります。**ただし、更新時の被保険者の年齢が56歳以上となる場合は、更新を取り扱いません。**
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢にもとづいて新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 更新後の保険契約には、更新日時点の規定を適用します。
- 更新の際の保険料は、更新日時点の保険料率により計算します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの主契約の締結または特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この主契約または特約にかえて、所定の主契約または特約により更新とみなして取り扱うことがあります。

6 解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の**10 相談・照会・苦情の窓口 P.14**をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の**10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.14**をご確認ください。

◆通信販売における注意事項

パンフレット掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

◆インターネット申込における注意事項

インターネット申込のプラン以外(主契約または特約の給付金額)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

Memo



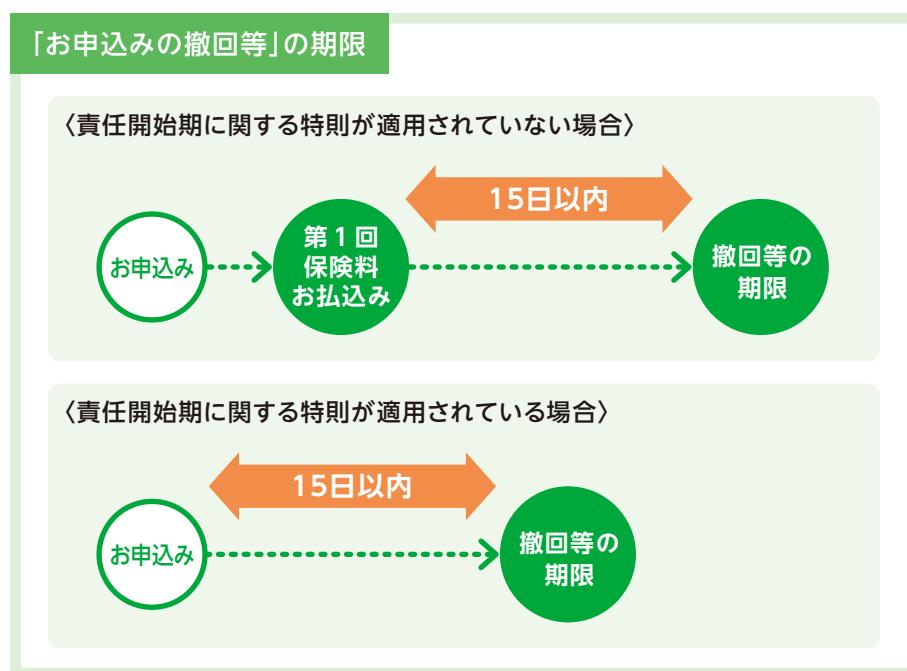
重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

対面申込等

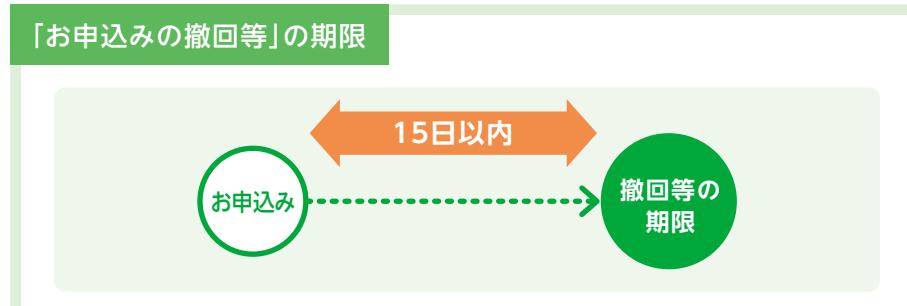
- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*1)**または**第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、**ご契約の申込日**)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



(*1)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申込み内容の最終確認をしていただいた日)をいいます。

通信販売・インターネット申込

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*2)、その日を含めて15日以内**であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)することができます。



(*2)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときは最終意向確認などをしていただいた日)をいいます。

◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等をすることができない場合があります。

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することができます。**
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般的の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかつたために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

対面申込等

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約)

- ・第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時
または告知が行われた時のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードにより
お払い込みいただくご契約)

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時
または告知が行われた時のいずれか遅い時



通信販売・インターネット申込

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時
または告知が行われた時のいずれか遅い時



※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時(電磁的方法によるときは
申込手続が終了した時)をいいます。

※通信販売・インターネット申込においては「責任開始期に関する特則」が自動適用されます。

※対面申込等における取扱いにおいて、募集代理店によっては、「責任開始期に関する特則」を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、
保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ① 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお払い込みください。
- ② ①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、
その猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。

無解約返戻金型女性疾病保障保険
<主契約>の「女性特定手術給付金・
乳房再建給付金の乳がん(*1)」の
保障については、責任開始日からそ
の日を含めて90日以内に診断確定
されても、保障の対象になりません。

(*1)上皮内がんを含みます。

(*2)主契約の女性特定手術給付金・乳房再建
給付金の乳がん(*1)の保障を除きます。



4 給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となるとき、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

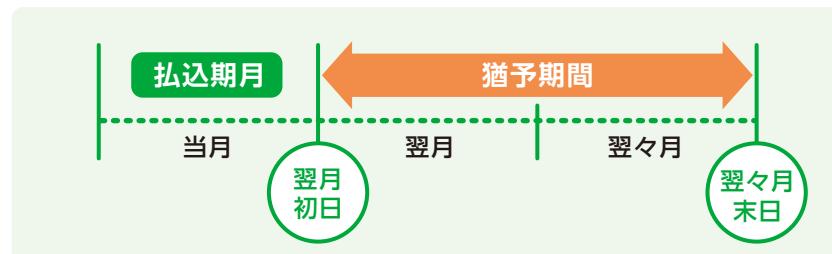
保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日にに関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)ことをいいます。



6 解約と解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

8 納付金の支払事由が生じた場合

- お客様からのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-226-201

受付
時間

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト → <https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができるおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

9

保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

» 生命保険契約者保護機構



03-3286-2820

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～12:00, 13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

Webサイト

→ <https://www.seihohogo.jp/>

10

相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。



0120-312-201

受付
時間

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト

→ <https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- ・本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- ・一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ・生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

» 一般社団法人 生命保険協会

Webサイト

→ <https://www.seiho.or.jp/>

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>> ヘアセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- ・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
- ・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。

- お申込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります。

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome

※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2021年12月版